

## 中国幣制改革と補助貨幣

岡崎 清宜（愛知県立大学非常勤講師）

- [ I ] はじめに
- [ II ] 1910～30年代の小額貨幣
- [ III ] 幣制改革と小額貨幣の高騰
- [ IV ] 輔幣鑄造の展開と輔幣券
- [ V ] 省銀行輔幣券の大量発行認可と輔幣鑄造の調整
- [ VI ] おわりに

## [ I ] はじめに

周知のように、南京国民政府（以下、国民政府）は、国民国家の建設と国民経済の形成を課題としていた。政治では、満州事変以降、日本の様々な妨害に苛まれながらも、剿共戦の遂行、四川の中央化、両広事変など、国内の統一をかためていった。外交では、不平等条約の改正に力をいれ、関税自主権の回復をかちとった。経済の領域では、釐金の廃止、国税と地方税の区分など、財政の近代化をすすめる一方で、国防建設のための重工業育成や、農村経済の再編など、積極的な経済開発をすすめていった。

なかでも国民政府の通貨改革は、抗戦建国の礎をきずいたものとして名高い<sup>1</sup>。旧来中国では、銀地金や銀貨、紙幣、銅貨、布貨・竹貨などのクーポン、商会・商人・錢荘の発行する手形・小切手などが貨幣として使われていた。国民政府は、近代的通貨システムの整備に力を入れ、1933年4月に廢兩改元、35年11月には幣制改革を断行する。幣制改革は、法幣の導入、すなわち管理通貨制度への移行を意味した。旧来の多彩かつ重層的な貨幣流通は終焉をむかえた。現代中国の「一国一通貨」の呼び水になったのである。

ただ、その内実はどこまで解明されたかといえは、はなはだ心もとない。たとえば、輔幣、すなわち補助貨幣について、である。本位貨幣の銀貨は、幣制改革によって法幣で回収され、紙幣におきかえられた。ならば、本位貨幣の対極にある、小額銀貨や小額銅貨、ならびにこれらを兌換準備として発行した角票や銅元票、すなわち補助貨幣たちは、国民政府によって、どうなったのだろうか。従来の通貨改革の研究は、国民政府中央レベルの制度史的視角からのものがほとんどを占め、貨幣流通を具体的に検討したものは多くない<sup>2</sup>。また、その対象も、本位貨幣の銀貨を法幣におきかえる過程にとどまり、小額銀貨や銅貨のゆくえは、ほとんど分かっていない。もちろん、幣制改革は、銀の国有化であったため、

<sup>1</sup> 幣制改革や金融についての先行研究は、久保亨「通貨金融史」『中国経済史研究入門』東京大学出版会、2012年、121～126頁に詳しい。

<sup>2</sup> 国民政府中央レベル以外の幣制改革についてふれた研究には、西村成雄「張学良政権下の幣制改革」『東洋史研究』第50巻4号、1992年。姜珍亜『1930年代広東省の財政政策—中央・地方・商人の三者関係を中心に—』東京大学博士学位論文、2000年がある。

同時代的な関心は極めて高い。中国では小額貨幣に関してもさかんに論じられていた<sup>3</sup>。また、宮下忠雄・岩武照彦などの先行研究でも、省銀行の発行する輔幣券（1元以下の小額銀行券）に対して、国民政府が統制が強化したことを指摘している<sup>4</sup>。ただ、いずれも従来の小額貨幣や、輔幣券や補助貨幣の流通状況は、ほとんど明らかにされておらず、制度レベルの説明の枠をこえたものではない。既存の小額貨幣は、どのような貨幣政策の下、どのように回収・処理され、補助貨幣は、どのように供給されたのか。新しい補助貨幣と旧来の小額貨幣は、どのように関係にあったのか。そもそも法幣と小額貨幣や補助貨幣は、どのように結びついていたのか。これらは、ほぼ基本的な事柄にも関わらず、おどろくほど関心が向けられてこなかったのである。

そこで本稿では、1935年11月の幣制改革において、銀本位制から管理通貨制度に移行する過程のなかで、国民政府が本位貨幣の対極にある補助貨幣をどのように供給して管理しようとしたのかに関して、明らかにすることに課題をおく。第2章では、その前段階にあたる1910～1930年代の補助貨幣の動向をあきらかにする。第3章は、幣制改革前後の補助貨幣の相場変動をあつかう。第4章と第5章では、幣制改革以降における、国民政府の補助貨幣の供給政策の推移を明らかにする。本稿は、幣制改革以降における、補助貨幣の流通について、国家と市場、双方からアプローチすることを通して、幣制改革像の再検討をおこなっていききたい。

## [ II ] 1910～30年代の小額貨幣

伝統中国の貨幣は、周知のように、秤量貨幣である銀両と制錢をメインとしていた。カルロス・ドルやメキシコ・ドルも、ながらく馬蹄銀同様、秤で重さをはかって純分を鑑定し流通していた。銀元の鑄造は、1890年（光緒16年）以降、両広総督張士洞による広東造幣廠での製造を嚆矢とする。広東造幣廠は、翌1890年、小額銀貨、銀角の鑄造もはじめた。銀角は、補助貨幣のため銀純分7割程度にすぎず、ほぼ9割の銀純分の銀元とくらべれば、銀含有量は高くない。そのためシニョリッジを手にすべく、各省はきそって銀角を鑄造した。こうなれば銀角に独自相場が建つことは避けられない。本来銀元と10進法で結びつくはずの銀角は、10角＝1元ではなくなったのである。一方、新式コインの銅元は、1900年（光緒26年）、広東造幣廠で鑄造されはじめた。当時、制錢は、銅価格の高騰によって、溶解されるものが続出し、商取引に支障をきたしていた。銅元は、銀1元＝100枚の1分貨幣とされていたが、1元が100枚以下で流通するほど、好評を博した。各省は、西洋から造幣のための機材をあらそって購入し、杭州や南京、武昌などで大量に鑄造されることになった。1905年頃、造幣廠は12省16ヶ所で稼働しており、846もの鑄造機材をつかい、毎年14～28億枚の銅貨が生産されていた、という<sup>5</sup>。

<sup>3</sup> 代表的なものとして楊蔭傳編『経済常識』経済書局、1936年、290～309頁など。

<sup>4</sup> 宮下忠雄『近代中国銀兩制度の研究』有明書房、1990年、287～9頁。岩武照彦『近代中国通貨統一史 上』みすず書房、1990年、144～147頁。

<sup>5</sup> 中国銀行経済研究室編『民国廿五年 全国銀行年鑑』、1936年、A49～51頁。伍德華『中国当十銅元』（原著はA.M.Tracey Woodward "The Minted Ten Cash of Coins"で1925年～

こうなれば、政府中央としても、規制にのりださないわけにはいかない。1910年5月、清朝は、幣制則例をさだめた。国幣の単位として「圓」が採用され、本位銀元は庫平7錢2分、品位・銀9割になった。則例は、1角銀貨を庫平8分6厘4毛の重量で品位6割5分、1分銅元（10文銅元）を庫平1錢8分、6.72グラムで銅95%・亜鉛4%・鉛1%と規定したものの、施行されないまま終わった<sup>6</sup>。1914年2月、袁世凱政権は、清朝の幣制則例をほぼひきつぎ、国幣条例を公布する。この条例にもとづき鑄造されたものこそ、袁世凱銀元にほかならない<sup>7</sup>。国民政府は、本位幣を孫文銀元にかえただけで、国幣条例をひきついだ。1933年3月の銀本位幣鑄造條例では、孫文銀元以外の銀元は、財政部の定めた一定期間内、孫文銀元と同様の行使を認めた。銀行券は代用品にすぎない。中央銀行発行の兌換券でさえ、法貨の地位にはない。最高法院は、強制通用力をもつか否かを「不換性の有無」で判断したからである。一方、補助貨幣は、補助銀貨、銅元、制錢などであった。ただ、補助銀貨と銅元は、法律上、通用を認められていたが、制錢には認めなかった。むしろ制錢を使ってもよい。ただ銅元建の債務は、たとえ本位幣である銀元と銅元の交換レートに大きな変動があっても、銅元での返済が認められ、債権者に割増返済する必要はないのに対し、制錢建の場合、返済時の銀元と制錢のレートをふまえ、割増返済する必要があった、という<sup>8</sup>。

それでは、1910～30年代の中国では、どのような補助貨幣が流通していたのだろうか。ここでは、行論上の煩瑣をさけるため、分布状況を要約するだけにとどめたい。1角や2角銀貨は、1920年代後半の全国的調査によれば、広東・広西・貴州・福建・浙江・江蘇・安徽から四川・湖南南部の、東南沿海部から西南内陸部にかけて、流通していたにすぎなかった<sup>9</sup>。北京や天津、陝西などでも、流通していないわけではないが、数は多くなかった。湖北・江西・山西・山東では、補助銀貨はあまり見られない。揚子江中流域から北部にかけて、補助銀貨はあまり流通していなかったことがわかる。その一方、銅元の種類は、多種多様であった。20文銅元は、湖北・湖南・河北・河南・山東・山西でみられ、10文銅元は、江蘇・浙江・安徽・江西・広東・広西・貴州・雲南などで流通していた。また、湖北・湖南・河南の一部では50文銅元、四川から湖南省西部にかけては、100文銅元や200文銅元が主流を占めていた。この分布状況からは、2つの大きな銅元流通のブロック——東南沿海部では10文銅元、内陸部から河北にかけては20文銅元——があったことが理解されよう。この2つのブロックへの分岐は、1917年から28年まで続いた、湖北省長兼督軍・王占元の命令を発端とした、総数37億3000万枚以上、最盛期の1922年には7億9400万枚にも達した、武昌造幣廠における20文銅元の大量鑄造にあった、といてよい

35年雑誌発表、1942年刊行)上海人民出版社、2005年、2～3頁。

<sup>6</sup> 宮下忠雄訳『カン支那通貨論』東亜同文書院支那研究部、1935年、24～27頁。

<sup>7</sup> 本位銀元の品位を銀89、銅11に変更し、無制限通用を規定するなど変更した。「国幣條例」(卓遵宏編『抗戦前十年貨幣史資料(1)一幣制改革』国史館、1985年、93～95頁)。

<sup>8</sup> 劉朗泉「從法律上看幣制新令」『天津大公報』1935年11月11日(同『抗戦前十年貨幣史資料(3)一法幣政策』国史館、1987年、273～275頁所収)。

<sup>9</sup> この段落は、National Government of the Republic of China Commission of Financial Experts, "Project of Law for the Gradual Introduction of a Gold-standard Currency System in China, Together with a Report in Support Thereof", 1929, pp.158～164.

<sup>10</sup>。100文や200文銅元は、1910年代～20年代にかけて、四川政権によって、既存の銅元を溶解して鑄造したものである<sup>11</sup>。この低質銅元は、宜昌など周辺の省に一部流出したものの、全体では拒絶され、それほど広まることはなかった。とはいえ、1930年代には、200文銅元は、河南や甘肅まで広まっていたことが確認できる<sup>12</sup>。

1910年代後半から1930年代にかけて、全国レベルで問題視されたのは、このような高額銅元の発行と、それに伴い進行した、銀錢比価の大幅な下落と銅元建物価のインフレーションである。江蘇省の泰県では、1912年、銅元120枚で銀1元に交換できていたものの、21年には150枚、26年には260枚、29年には銀1元=300枚になった<sup>13</sup>。このころ、河北省の完県と湖南省の醴陵県でも、それぞれ1910年代の1元=2串文台、1元=1千文台後半から、1920年代には8串文、4千文台へと、銅元価格の大幅な下落がすすんだ。ちなみに、醴陵県と完県の年度別銅元相場の相関係数を算出すると、特異な値を示す1918年をのぞけば、0.8786とかなり高い<sup>14</sup>。銀元に対する銅貨の大暴落は、江蘇省北部、河北、湖南省南部など、ほぼ経済的な結びつきが考えられない所でも同時に観察された現象だったのである。このような現象は、なぜ生じたのであろうか。

そこで、第1次世界大戦末期から1930年代にかけての、国際的な銀相場と銅相場の動向と上海の銀錢相場について、簡単に確認しておきたい。図1をみてほしい。図1は、ロンドンにおける、銀相場と銅相場の動きをグラフ化したものである。一目みて分かるように、銀価と銅価は、同じ様な下落傾向をえがきながらも、微妙に異なる。銀価は、第一次大戦の終結後も、一時、堅調な値動きを続けたものの、1920年代に入ると、ほぼ一貫した下落傾向にあった。ただ、1930年代以降、銀価は、安定傾向に入り、1933年以降になると、上昇したことが分かる。もちろん、アメリカ合衆国による、銀1オンス=129セントをめざした、銀買い上げ政策、すなわち白銀政策の発動の結果にほかならない。だが、銅価は、第1次世界大戦時における暴騰以降、ほぼ一貫して、下落する傾向にあった<sup>15</sup>。大戦の終結以降、世界各地は反動景気に見舞われたからである。だが、銅価は、1927年下半年から29年上半年にかけて、アメリカを中心とした世界的な景気回復基調をうけて、急激な上昇をみせていく。だが、この銅価の上昇も、1929年下半年以降の世界恐慌の本格化にともない、一転、低落トレンドに入ってしまった。

<sup>10</sup> 「財政部武昌造幣廠歷年鑄造銀元銅元銀輔幣暨銷燬旧幣數目表」(『財政部錢幣司章制匯編』、1937年)

<sup>11</sup> 成都造幣廠は1913～28年に200文銅元を7億4692万3353枚、100文銅元を4億429万5260枚、50文を3億7364万枚強、10文を7億4951万枚強、四川銀元を7270万枚弱鑄造した(『成都造幣廠鑄造銀銅幣概略』『四川月報』第10巻1期、1937年)

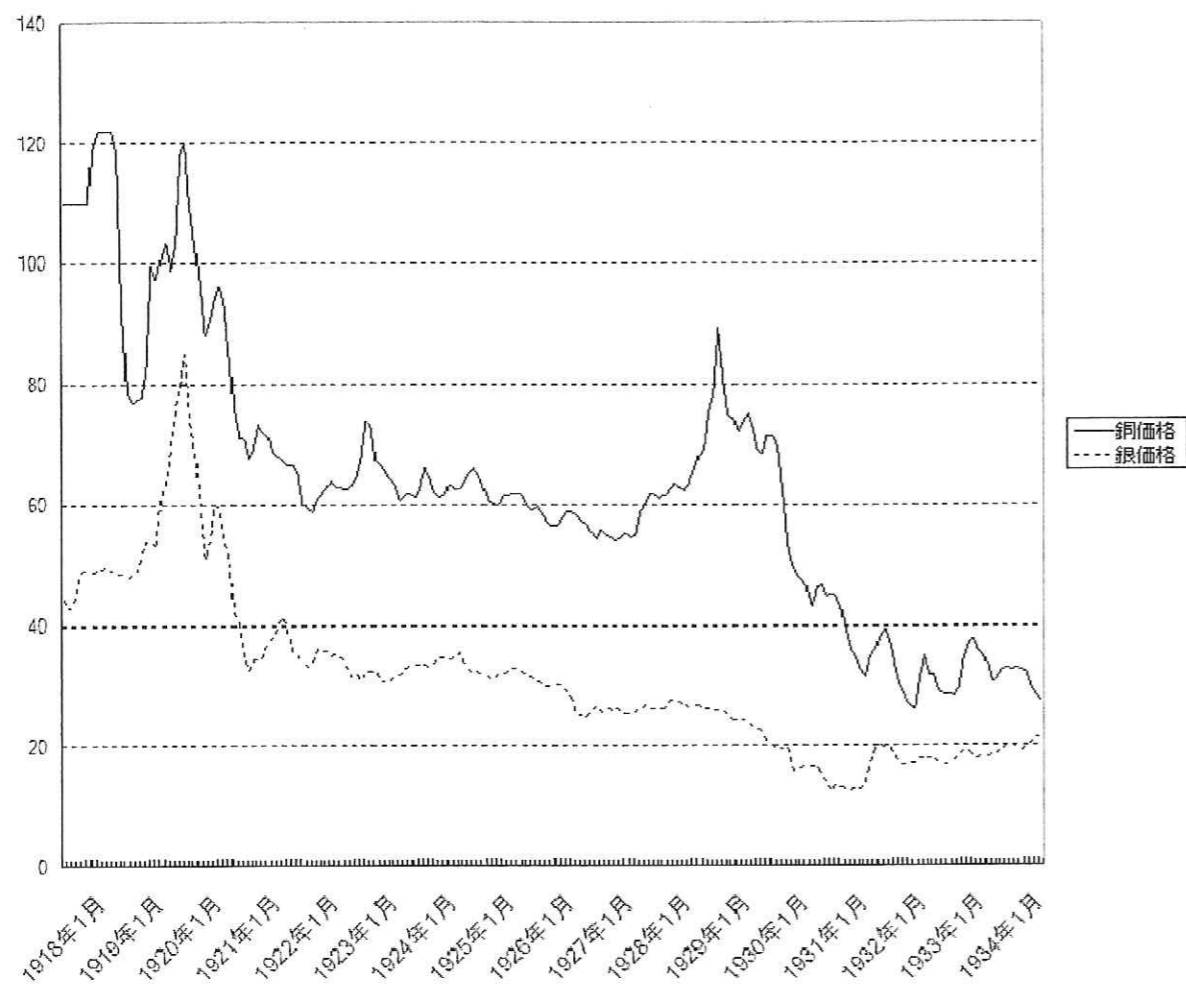
<sup>12</sup> 『獲嘉県志』巻9、風俗、生活、民国23年鉛印本、『重修鎮源県志』巻7、財賦志、貨幣、民国24年鉛印本。(戴按鋼等編『中国地方志經濟資料匯編』漢語大詞典出版社、1999年、1066、1072頁)

<sup>13</sup> 単毓元纂修『泰県志稿』巻十一、財政志、錢幣、民国二十年(注12、1069～70頁)

<sup>14</sup> 彭作楨等修・劉玉田等纂『完県新志』巻七、食貨五、民国二十三年、陳鯤修・劉謙等纂『醴陵県志』巻六、食貨志、金融、民国三十七年(注12、1051～52、1072～73頁)

<sup>15</sup> 『大正八年 本邦鉱業ノ趨勢』農商務省、1920年、121頁。

図1 戦間期のロンドンにおける銀価格と銅価格の推移



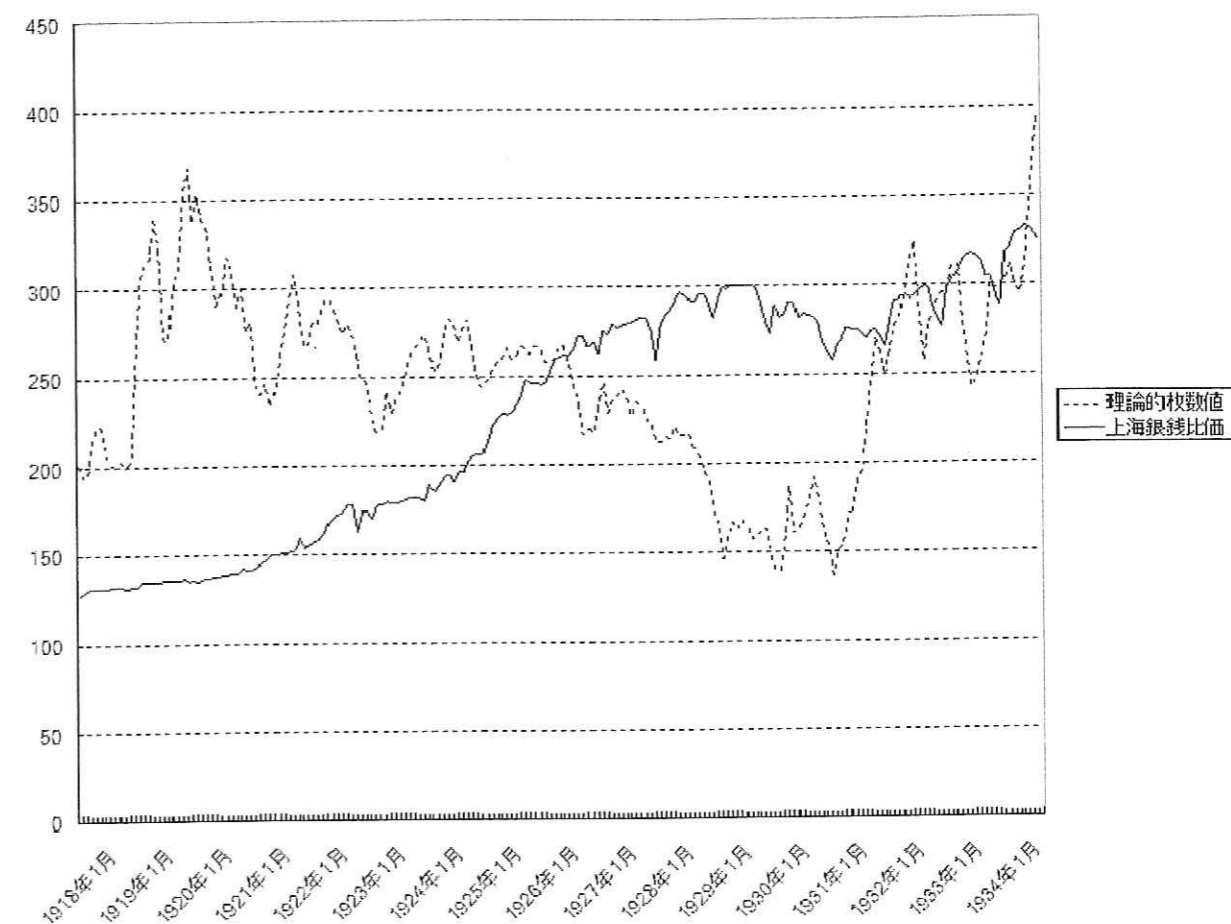
《出所》商工省鉱山局『本邦鉱業ノ趨勢』各年度版

《注》銅価は電気銅1トン当たりのポンド、銀価は1オンス(31.1035g)当りのペンスの単位

ただ、ロンドンの変動は、銀本位諸国の銅の値動きではない。つぎに図2をみておきたい。図2のグラフは、ロンドンにおける銀・銅の相場から算出した、銀本位下の中国における、銀1元相当の10文銅元の理論値(枚数で表記)と、中国经济の中心・上海における、実際の銀銭比価をあらわしたものである。銅価は下にいくほど高騰、上にいくほど下落をあらわす。理論値よりも銀銭比価が上にある場合、名目価値よりも銅元に含まれる金属価値の方が高い。そうなれば銅元は、外国への輸出や退蔵、銅原料にするため溶解される危険性ははらむ。逆に、銀銭比価より理論値が上にくる場合、銅元には名目価値以下の金属しかない。この場合、銅元の铸造主体は、シニョリッジを獲得できることから、銅元は市中に過剰気味に供給されるはずである。むしろ実際には、銅は貨幣以外の需要がかなり大きい上、現送や铸造、収集にかかる費用も、金や銀とは比べものにならない。また、雲南銅など中国独自の供給先がある上、銅貨に関してはそれぞれの地域に固有の需給関係がある。裁定取引で価格差が消滅するモデルを前提とするのは、あながち適切とはいえない

い。それでも、国際商品である銅市況を銀建で確認しておくことは、本位貨の対極にある補助貨幣、すなわち小額銅貨をかんがえる上で、重要な作業といってよい。

図2 戦間期の銀銅相場から算出した銀銭比価と上海の銀銭比価(枚数)



《出所》「表203 銀洋銭市—上海市」『中华民国統計提要』、682~689頁、34年は『申報』月末値

《注》理論値の算出法は尹景観「銅元走私問題」『国聞週報』第14巻24期、1937年により、当10文は1枚7g、銅含有割合は90%、銀1元は23.493448gでおこなった。

通説では、第一次世界大戦期は、国際的な銅価上昇によって、銅元の铸造がひきあわなかったが、大戦後は銅価が下落したことで、铸造差益獲得の可能性が生じて、軽質銅元の大量铸造と銅貨の過剰傾向を強めたとされる<sup>16</sup>。たしかに、図1からは、銅価の下落傾向が確認できる。だが、図2のグラフから窺えるように、銀価の変動までふくめてかんがえるならば、シニョリッジは一時的に大きくなったにすぎない。戦間期では、ロンドンの銀価・銅価と上海の銀銭比価には、あまり連関がない。理論値と実際の銀銭比価の相関係数は、-0.28と負の相関になっている。

ここから窺えることは、1910年代後半以降の銅元の铸造は、シニョリッジを目的にして

<sup>16</sup> 黒田明伸『中华帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会、1994年、271頁。

いたというよりも、むしろシニョリッジの存在によって、かろうじて支えられていた側面である。シニョリッジは、1919年から20年にかけて大きくなったものの、1920年代以降、縮小の一途をたどった。1927年から31年にかけては、むしろ名目価値よりも実質価値の方が高い。1921年、北京の幣制局は、銅元相場の下落傾向を問題視した各地商会のもとに依じて、長江下流域の各省に対して、銅元製造停止を要請した。その結果、1922年、南京造幣廠では、袁世凱銀元のみを製造するようになる一方で、1920年代、武昌造幣廠は20文銅元の大量製造をおこなっている。成都造幣廠では、50文・100文・200文銅元といった、さらに劣悪な銅元の製造をおこなった。これらの銅元は長江下流域では受取拒絶されている<sup>17</sup>。これらの差異は、1920年代にすすんだ、銀建の銅価上昇によるシニョリッジの縮小という新事態に対しての、経済圏ごとでの処方箋の分岐、と捉えた方が、より実態にちかい。中国の各軍閥は、シニョリッジ獲得のため軽質銅元を濫造したというよりも、シニョリッジが残された軽質銅元を製造する以外には、市中に銅元を供給するすべがなかったのである。これらの対応のちがいが、長江の下流・中流・上流のそれぞれで、銭価は分裂していき、高額な軽質銅元の投入された地域では、より大きく銀銭比価が下落していった。シニョリッジを出せないなら、銅貨を製造するインセンティブなどあるはずもない。実際、国民政府の成立後、幣制統一のため上海に設置した中央造幣廠は、1933年3月1日の創立から35年11月まで、まったく銅貨を製造していない<sup>18</sup>。

1920年代の華北では、10文銅元や制銭は、名目価値に対する実質価値の上昇のため、20文銅元が投入にされるや、しだいに退蔵、または鋳つぶされていく。むろん、陝西省の澄城县にみられたように、10文銅元を15文に増価するなどの「合意」で対応できないわけではない。ただ、このような対応は、管見のかぎり、四川などにかぎられていた<sup>19</sup>。制銭は、陝西の華陽県では1921年、河北では順義県で1922年、徐水県では1923年、望都県では1926年に、ほぼ消滅したことが報告されている。むろん、制銭のあゆんだ道は、10文銅元の来るべき運命にはかならない。山東省の館陶県では、1921年以降、10文銅元が20文銅元におきかえられた。臨清でも、1930年代には、ほとんど10文銅元の流通がみられない。河北省の南皮県や広宗県でも、1921年以降、20文銅元が登場すると、10文銅元はしだいに退蔵していき。高陽県でも、1930年代以降、10文銅元がみられなくなった。天津では、1930年頃には、10文銅元が稀少化して、1元を両替する際、すべてを10文銅元で揃えるのは不可能な状況になった、という<sup>20</sup>。悪貨が良貨を駆逐しただけではない。10文銅元は溶かされ、20文銅元の原料とされていたのである<sup>21</sup>。

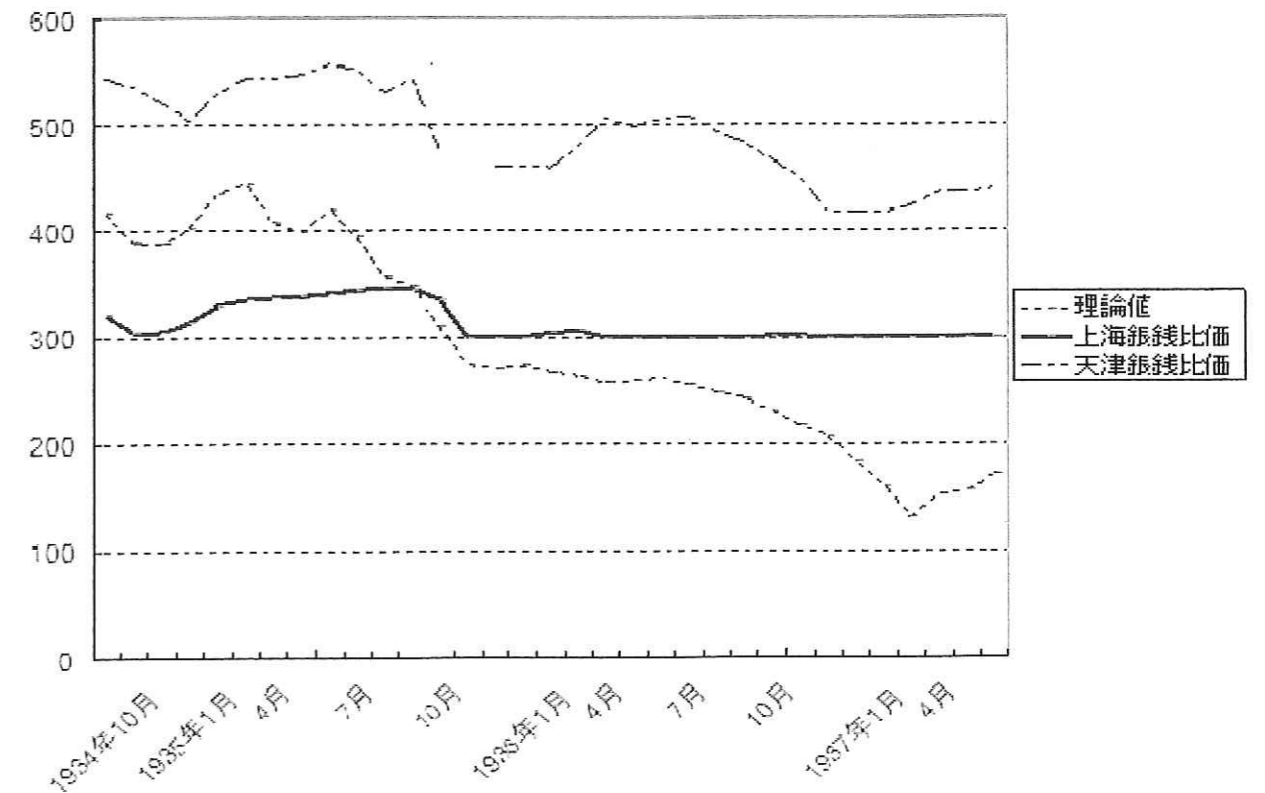
17 「民国十一年十二年各造幣廠所鑄銀銅主輔幣統計表」『中外經濟周刊』64号、1924年。注10、注11。  
 18 「中央造幣廠會計処抄送最近四年鑄幣情形函」「中央造幣廠會計処擬送該歷年鑄幣概況函」中国第二歴史档案馆編『中華民国档案資料匯編』第5輯1編財政經濟(4)、江蘇古籍出版社、1994年、112頁、124頁。  
 19 「抗日戦前四川における小額貨幣」(馬場毅編『日中戦争史(仮)』2015年?)  
 20 この項目は、地方志による。「9 貨幣金融」戴按鋼等編『中国地方志經濟資料匯編』漢語大詞典出版社、1999年、1048~55、1065、1068頁。  
 21 民国十一年、境内盛行制銭、受了抵制、近来、改毀单枚、増鑄双枚(当二十文)流行市面、……、百貨漸騰貴矣(蘇士俊修・楊德馨纂『順義県志』卷11、金融志、民国22年鉛印本、前掲『中国地方志經濟資料匯編』1048頁参照)

このような輔幣流通は、幣制改革によってどのように変化していったのか。次に幣制改革前後の状況を見ていくことにしたい。

### 〔Ⅲ〕 幣制改革と小額貨幣の高騰

1935年11月3日、南京国民政府は、11月4日から中央・中国・交通の3銀行の銀行券を法幣とする、幣制改革の実施を宣言する。中国国内では銀貨使用が禁止され、3か月以内に回収することになった。そして、法幣1元を14.5ペンス、100元を29ドル75セントなどを目安として運営する、管理通貨制度に移行することになったのである。11月4日午後5時、孔祥熙財政部長は、上海銭業公会の緊急会議に出席して、4日以降、法幣1元を補助銀貨で12角、10文銅元では300枚とするレートを決め、上下動させることを許さない、と指導した<sup>22</sup>。11月15日、国民政府の財政部は、あらためて10文銅元の流通する地区と上海銭業公会に対して、法幣1元=補助銀貨12角=3000文のレートを布告する<sup>23</sup>。中国は、外国為替と法幣のみならず、法幣と補助貨幣を固定させて、経済を運営する体制に移行することになった、とあってよい。幣制改革は、どのような影響を小額貨幣におよぼしたのであろうか。

図3 1934年10月以降の中国銀銭比価の理論値と上海と天津の銀銭相場



22 「銭業奉諭通告規定輔幣價格」『商業新聞』『申報』1935年11月5日。  
 23 中国人民銀行總行編『中華民国貨幣史資料第二輯』上海人民出版社、1991年、185頁。

(出所) 天津と上海の銀錢比価は『申報』『大公報』の月末相場。銅価は、農商務省(商工省)鉱山局『本邦鉱業ノ趨勢』各年度版。元・ポンド相場は『中華民國二十六年 全国銀行年鑑』中国銀行經濟研究室、S145頁、「二十六年份之上海金融市場」『中行月刊』第16卷1・2期、1938年、19頁の中間値を採用

そこで図3をみてほしい。ここで注目すべきことは、元の対外為替レートは、幣制改革の実施より前に、大幅に急落していたことである。1935年10月1日、匯豐銀行による外国為替の公定相場では、1元=18ペンス25だったが、10月30日には14ペンス75になった。10月下旬には、外国為替レートの近物と先物の価格差は、金融逼迫によって、年利35%に近いスプレッドが生じた<sup>24</sup>。為替レートの下落は、補助の貨幣相場に影響をあたえないはずがない。上海では、10月下旬、銀元1元=3420文(10文銅元342枚)=12角400文の建値で取引されていた。ところが、1935年11月2日になると、それぞれ3300文、12角200文になり、11月3日の前場には、銅元3000文、銀角12角70文~80文になるなど、補助貨幣、とりわけ銅元の価格が急騰したのである。市中は、大混乱におちいった。煙兌商(タバコ小売業兼両替商)や各商店では、売買の際、釣銭をめぐって、各所で大騒ぎになった、という<sup>25</sup>。むろん、天津の銀錢比価も、1935年10月のあいだに、銀1元=560枚~570枚から460枚へと2割近く暴騰して、さらに高値をうかがう勢いであった。天津の銅元価格は、ほぼ元の下落幅に反比例して、上昇していたことがわかる。むろん、元の為替レートの下落は、近く幣制改革が断行されるという憶測がとびかっていたからにはほかならない。銀行券は兌換請求が殺到した。政府高官筋の投機もささやかれた。幣制改革が断行されるとみなされ、為替レートが下落すれば、通貨インフレーション政策への期待感から、銅元相場の急激な上昇はさけようがない。ある経済専門家によれば、北平の銅元価格がそこまで上昇していないのは、天津ほどには外国人や奸商が密輸や買占・退蔵に走っていないからである、とされていた<sup>26</sup>。

このような状況下では、国民政府中央や錢業公会の出した、補助貨幣の価格に関する一片の令達でもって、市中の補助貨幣の価格を左右できるはずもない。1935年11月4日以降、財政部は、10月30日の相場をさらに下まわる、1元=14ペンス半=29ドル75セントのレートで、外国為替と法幣をリンクさせる通貨政策をとった<sup>27</sup>。中国の物価水準は、この元の下落にともなって、強制的に調整されないはずがなかった<sup>28</sup>。幣制改革の実施とは、投機筋の予測——銀本位制を棄てて紙幣政策をとるのではないか——の的中であったことも、踏まえておかなければなるまい。1916年には袁世凱の兌換停止命令があった。1927年の武漢国民政府の現銀集中政策から10年もたっていない。国民政府は恒常的に財政危機にあった。国民政府は通貨増発に走る、という嫌疑がかけられていた。投機筋たちが法幣のゆくすえに懐疑的であったとしても仕方あるまい。為替レートの下落に、法幣へ

<sup>24</sup> 「商業新聞」「商業新聞」「市面謠伝多属不確」『申報』1935年10月2日、11月1日、11月2日。「各地金融市況 上海10月份」『中央銀行月報』第4巻第11号、1935年。

<sup>25</sup> 「商業新聞」「銀洋兌価又跌」『申報』1935年10月2日、11月4日。

<sup>26</sup> 「銅元価漲影響重大」「安定市場与整飭官紀」『大公報』1935年10月29日、11月2日。

<sup>27</sup> 「財部規定法幣後 發行準備管理会成立」『申報』1935年11月5日。

<sup>28</sup> この理解は「經濟博士程紹徳对改革幣制法案意見」『申報』1935年11月7日など出現。

の疑いまで加われば、銅元相場の上昇はさけようがない。国民政府の幣制改革は、小額貨幣においては、銅元の買占と退蔵を瀰漫・拡張させることを意味したのである。

はたせるかな、幣制改革の布告後の上海では、法幣1元につき銅元2800~3000文、銀角10角240文~12角と、補助貨幣価格は、公定価格と裏腹に高値で推移することになる。ここで注意しなければならないのは、補助銀貨の価格も急騰していることである。外匯平市委員会は、11月4日午前10時、幣制改革によって、銀が国外流出することをふせぐため、銀の輸出にかかる平衡税を前日までの6.75%から57.5%に引きあげて、実質上、銀の禁輸措置をとった<sup>29</sup>。翌5日には、輸出平衡税は58.5%に再び引きあげられている<sup>30</sup>。中国国内の銀価格は、国際的銀相場から人為的に切断されたのである。1元銀貨や1角輔幣12枚に含まれる銀の国際価格は、法幣1元よりもはるかに高かった。そのため、青島や済南では、銀元100枚が法幣140~150円でひそかに取引され、無錫では商人の買い集めによって市中から補助銀貨がきえた、という。煙兌店や商店にしてみれば、利益機会を失うだけでなく下手すれば損を被りかねない市場の需給を反映しない公定レートに唯々諾々と従わなければならない謂われはない<sup>31</sup>。

もちろん、国民政府中央のさだめる公定相場など、そもそも上海以外の各都市にとっては、お話にすらならなかった。ここで、各地の輔幣相場の動きを確認しておきたい。漢口や長沙では、銀1元=銅元6220文~6550文、7000文前後で推移していたものの、幣制改革の実施以降、20文銅元300枚、すなわち法幣1元を6串=6000文に公定した。漢口では、銅元の欠乏と物価の上昇を防ぐため、銅元の輸出禁止措置さえとられた、という<sup>32</sup>。10文銅元と20文銅元の併存する九江では、1935年9月、10文銅元が3620文、20文銅元が6490文だったが、11月には、それぞれ3080文、6250文まで上昇している<sup>33</sup>。鄭州では、河南省の鑄造した200文銅元がメインだったが、幣制改革以降、1元=8100~8200文から7100文台に急騰した。中央銀行は、輔幣券の散布によって、いったん8000文のレートまで回復させたものの、36年1月には再び7200文台まで上昇した<sup>34</sup>。天津では、11月6日、本来の1元=銅元500枚の基準相場からはるかに上昇し400枚の値をつけた。11月中旬には、370枚に達したという<sup>35</sup>。銅元レートの上昇は、とりわけ保定がひどかった。たった10日のあいだに、綿花の買付需要もあって、1元=銅元560枚から340枚に暴騰したという。北平では、11月14日、法幣4元相当の20文銅元1000枚以上をもって出境することが禁止されたものの、1元=5000文の基準レートを1割近く上まわる、4500文の値をつけていた。北平では、結局、1元=4600文の公定レートを採用することになる<sup>36</sup>。

<sup>29</sup> 「談言 規定本市輔幣價格」『申報』1935年11月8日。

<sup>30</sup> 「市商会暨各業公会 聯電表示擁護法幣」『申報』1935年11月6日。

<sup>31</sup> 注15。「各地一致実行新貨幣制」「済南物価飛漲」「市中現洋銀角絶跡」『申報』1935年11月7日、同15日、12月1日。

<sup>32</sup> 「各地金融市況 長沙 11月份」「同 漢口」『中央銀行月報』第4巻6期、1935年、第5巻1・2期、1936年。「実行法幣後武漢市面情形」『申報』1935年11月8日。

<sup>33</sup> 「各地金融市況 九江 11月份」『中央銀行月報』第4巻6期、1935年。

<sup>34</sup> 「各地金融市況 鄭州 11月份」『中央銀行月報』第4巻6期、1935年

<sup>35</sup> 「各地行使法幣情形」「天津貨幣改制後銅元一度暴漲」同前1935年11月8日、14日。

<sup>36</sup> 「保定雜訊」「迅速發行銅元票為當前之要図」『大公報』1935年11月8日、17日。「平津金融維持会確定銅元兌価」『申報』1936年1月9日。

青島では、1元=5000文のレートを公定したものの、1元=銅元540枚から380枚へと急騰したため、中央銀行が80萬元もの輔幣券を投入して、価格を維持したという。むろん、安慶や蕪湖、杭州などのように、360~370枚から300枚へ、356枚から310枚へ、3450文から3000文へと、一見、国民政府による公定価格に収斂する様に見える現象もないわけではない。ただ、同じ長江下流域でも、無錫では、11月初旬のたった3日間で、3260文から2400文へと未曾有の高騰をみせたことから分かるように、公定相場がまもられたわけではなかったのである<sup>37</sup>。

このようにみえてくると、華北は華中にくらべてとりわけ銅元相場が高騰していること、比較的安定していたのは、長江中流域や臨海線沿線などの内陸部であったこと、などが分かる。おそらく冀東密輸などの動きにさらされにくいからであろう。安徽省では、このような地方金融の逼迫を緩和させるため、省政府による地方銀行の創設が建議されたほどであった<sup>38</sup>。このような補助貨幣の不足状況下では、ひとまず頼りになるのは、印刷代がかかるものの、1角や2角、5角といった輔幣券の増刷とならざるえまい。とりわけ、地方政府から、省銀行の発行していた輔幣券の増刷要請がでることは避けられなかった。このような状況下、国民政府はどのような補助貨幣供給政策をとるのか。次に、国民政府の補助貨幣供給政策をみていきたい。

#### [IV] 輔幣製造の展開と輔幣券

1936年1月11日、財政部は、補助貨幣の深刻な不足をまえにして、輔幣条例を公布・施行することになる。補助貨幣は中央造幣廠が製造して中央銀行が発行すること。補助貨幣は5種、10進法を採用し、旧来の銀角などは一定期間内に回収すること。回収以前は使用できること、などが定められた。新補助貨幣は、20分ニッケル貨が6グラム、10分ニッケル貨が4.5グラム、5分ニッケル貨が3グラムとされた。そして1分貨は6.5グラム、半分貨は3.5グラムとされ、銅95%、スズ・亜鉛5%が含まれることになった。新しい1分銅貨は、旧来、同様に1分貨として製造され、幣制改革以降、300枚で1元とされた10文銅元とくらべれば、ほぼ同量の銅含有量であるにも関わらず、3倍の価値を持ったことになる。ニッケル貨3種は20元、1分と半分の銅貨は5元までと、強制通用力は制限された。財政部は、輔幣委員会を発足させ、旧来の小額貨幣を回収・溶解して、改鑄にあてることを決定した<sup>39</sup>。新しい補助貨幣は、旧来の銅元とくらべると、溶解や変造がむずかしいものであった<sup>40</sup>。1935年12月以降、中央造幣廠は、額面5角の補助銀貨の製造も試

<sup>37</sup> 「杭商会銀錢業各開聯席會議」「銅元暴跌揺動市面」「三行収換雜幣」「皖省府穩定安慶市面金融」「膠東物價飛漲」『申報』1935年11月6日、7日、11日、18日、同18日。「各地金融市況 青島 12月份」「同 1月份」『中央銀行月報』第5卷1期、同2期、1936年。

<sup>38</sup> 「皖遵行法幣後設省地方銀行」「實行法幣後武漢市面情形」『申報』1935年11月8日。

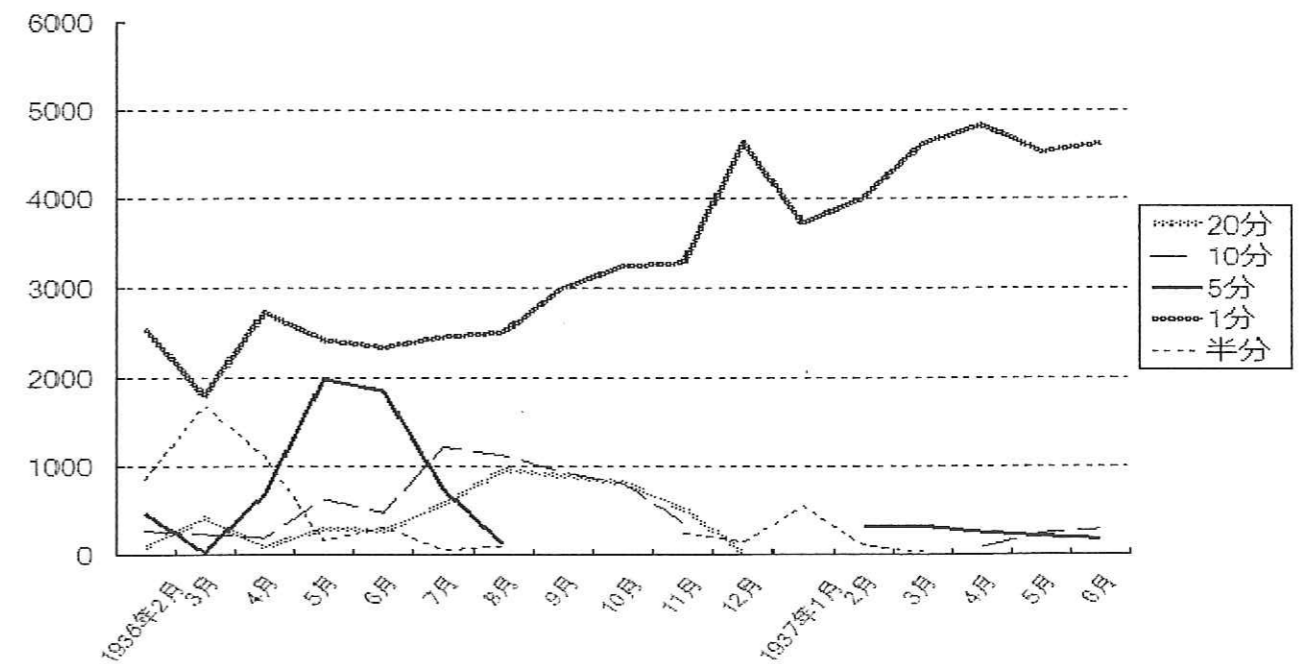
<sup>39</sup> 「立法院財委會審查輔幣條例」『申報』1936年1月10日。「國民政府公布之輔幣條例(1936年1月11日)」中国第二歴史档案館編『中華民国档案資料匯編 第5輯第1編 財政經濟(4)』江蘇古籍出版社、1994年、283~284頁。

<sup>40</sup> 「社論 新輔幣推行期中之應有的注意」『新蜀報』1936年2月17日。

みていた<sup>41</sup>。銀貨は、輔幣条例によって、銀本位貨幣のみならず、補助貨幣の世界からも、退場することになったのである。中央造幣廠は、毎日20時間稼働させれば、月産6000万枚の生産が可能で、世界で最も効率のよい造幣局の1つだったという<sup>42</sup>。

1936年2月10日、中央造幣廠は、輔幣条例にもとづいて、3種類のニッケル貨と2種類の銅貨、合計5種類の補助貨幣の発行を開始する。中央造幣廠は、新しい補助貨幣の需要が高いことを考慮して、昼夜を問わず鑄造を続けた。2月9日には江蘇・浙江・安徽・福建・湖北・江西などの中央・中国・交通の3銀行の支店に運びこんだ。新しい補助貨幣の発行は、旧来からある輔幣券・銀角・銅元に対して、さらに別種の貨幣を追加供給することにほかならない。それでなくとも、複雑な貨幣体系をさらに複雑にさせかねないものであったが、翌2月10日の早朝、中央・中国・交通の各銀行の支店には、新しい補助貨幣への両替をもとめる人であふれかえった。商店やトラム、バスなどでは、早速、新補助貨幣が使用された。新しい補助貨幣は、10進法で法幣とつながる計算上の利便さもあいまって、両替店では銅元3枚、1%ほどの打歩がつくほどの好評を博していた、という。また、旧来の銀角・銅元は、市場レートに照らして使用することが認可された。財政部は、輔幣委員会を発足させ、旧来の補助貨幣を回収し溶解して改鑄にあてることを決定した<sup>43</sup>。

図4 幣制改革以降の中央造幣廠銅貨鑄造数(単位 万枚)



(出所)「中央造幣廠加工鑄幣」『大公報』1936年2月15日。「造幣廠新輔幣統計」『申報』1936年8月29日、「中央造幣廠審查委員會會議」同前9月15日、「中央造幣廠審查會議」同前10月9日・11月15日、「造幣廠新鑄廠條輔幣」同前12月2日、「造幣廠十二月份新鑄廠條輔幣」同前1937年1月6日、「中央造

<sup>41</sup> 「中央造幣廠奉令開鑄輔幣」『銀行週報』第19卷50期、1935年。

<sup>42</sup> 「新輔幣定期流通市面」『四川經濟月刊』第5卷2・3期、1936年。耿愛德「金融雜記」『社會經濟月報』第3卷5期、1936年。

<sup>43</sup> 「新輔幣定期流通市面」『四川經濟月刊』第5卷2・3期、1936年。

幣廠新鑄條輔幣」同前2月2日・3月2日・4月2日、「中央造幣廠昨開審査會議」同前5月15日、「造幣廠五月份造幣報告」同前6月2日、「造幣廠審査公佈上月鑄幣數目」同前7月2日。

ここで、新しい補助貨幣の鑄造数を確認しておきたい。図4は、1936年2月から1937年6月までのあいだ、中央銀行の管理の下で、中央造幣廠が鑄造した補助貨幣の枚数を整理したものである。国民政府中央は、1936年2月の鑄造開始当初、補助貨幣をどれくらい鑄造すべきかについて、詳しい見通しや方針が立てられず、手探りの状態にあった。もはや貨幣市場では、新暦と旧暦の年末という、需給がもっとも逼迫する時期をおえて、一段落していたからである。総じて、幣制改革当初の想定では、5分銅貨の需要がおおきいと見られていた。ただ、国民政府の中央造幣廠審査委員や顧問などをつとめ、財政金融政策に大きな影響をあたえていたエドワード・カーンは、5分よりも10分・20分の方が普遍的に流通するとみていた<sup>44</sup>。このように当初、必要とされる補助貨幣の予想が分裂していた。そのため中央造幣廠は、1分がもっとも鑄造されたことにはななかったが、当初、5分や10分、20分などといった、やや高額のコップル貨の鑄造も同時におこなっていたのである。

国民政府中央は、貨幣発行権の統一を脅かすことになる、地方政権の所有する省銀行の輔幣券発行や造幣廠を復旧させる動きには、神経をとがらせ続けていた。1935年12月、湖南省では、銅元の欠乏から、省政府は1元=6串のレートで180万串の銅元票の発行命令をだして、補助貨幣不足に対応していた。だが1936年5月、財政部は、湖南省銀行が銅元不足から銅元券30万円の発行したことに対して、補助貨幣が足りないならば、中央銀行と協議して新補助貨幣を流通させるように命じ、湖南省の許可の下、発行された輔幣券について、あらためて回収を指示している。また、津市国民銀行発行の角票50万円も回収を命じている<sup>45</sup>。むろん、貨幣発行権の統一のためにほかならない。1936年2月14日、軍事委員会は、中国農民銀行に対して、1億元の補助貨幣発行権限を付与していた。中国農民銀行は、三行が接収していない、各省の省銀行が発行しているものを責任を負って接収することが求められていた<sup>46</sup>。

また、1936年4月、冀察政務委員会による、天津の旧造幣廠を再稼働させる動きに対しても、断固として認めなかった。天津造幣廠に新銅貨を鑄造を許したら、昔日、20文銅元の濫鑄をまねいたように、国民政府の通貨政策に大いなる危害を加えかねない。新しい補助貨幣の信用は破壊され、苦心しての計画は破産してしまう。さらには、河北省銀行からの銅元票発行の要請も却下したのである<sup>47</sup>。

その一方で財政部は、杭州・武昌・成都・重慶・長沙などの旧造幣廠を再稼働させることをかんがえ、1936年8月、杭州・武昌・重慶・成都・蘭州などの管理委員に命じて、

<sup>44</sup> 耿愛徳「金融雜記」『社会經濟月報』第3卷6期、1936年、59頁。

<sup>45</sup> 「湘省發銅元票」「財部禁止湘省發銀行券」「財部咨請湘省府收回輔幣券」「財部咨湘省府查禁銀行私發角票」『申報』1935年12月14日、1936年5月1日、5月12日、5月16日。

<sup>46</sup> 「中国農民銀行發行輔幣券一萬萬元」『四川月報』第8卷4期、1936年。

<sup>47</sup> 「津造幣廠開鑄不確」「冀省發銅元票」『申報』1936年4月14日、22日。耿愛徳「金融雜記」『社会經濟月報』第3卷5期、1936年、44頁

財政部に引き渡すべく、機器と不動産の状況を調査して明らかにして、使用方法を立案・報告するよう命じた。1936年10月には、西安や重慶の造幣廠分廠に対して、動かす準備するように命じている<sup>48</sup>。

だが、このような対応では、1936年下半期の空前の好景気を前にした貨幣需要の盛りあがりをしてはひとたまりもなかった。その結果、省銀行の輔幣券発行の積極的な認可がおこなわれるのである。

#### [V] 省銀行輔幣券の大量発行認可と輔幣鑄造の調整

財政部は、1936年10月以降、各地の補助貨幣需要が非常に大きいことにたまりかね、各省市銀行が輔幣を發行して救済したいという請願を許し、各地方銀行に対して輔幣券発行を許可することになる。安徽省地方銀行は、1936年8月には補助貨幣と法幣の価格を平衡させるという理由から、1角、2角、5角の3種類、合計250万円の輔幣発行を要請していた。財政部は、市中における補助貨幣流通が十分ではないという報告に鑑み、250万円の輔幣券による市場調節を許可することになる<sup>49</sup>。

#### ○ 輔幣券の認可・発行量

河南農工銀行	200 万元
湖北省銀行	1112 万 6500 元
浙江地方銀行	300 万元
四川省銀行	100 万元
江蘇農民銀行・江蘇銀行	300 万元

#### ○ 輔幣鑄造の調整

1936年12月以降、中央造幣廠は、とりわけ1分銅貨の鑄造に全力を傾注することになる。新暦年末から旧暦年末は、小額通貨の需要がとりわけ多かつたからである。1937年1月、造幣廠長の陳行は、総技師に可能な範囲内で大急ぎ鑄造を命じ、休日を返上させて鑄造をおこない、毎日、160万枚の補助貨幣を鑄造させたという<sup>50</sup>。

我が国は幣制改革を実行して、銅貨・ニッケル貨を發行して以来、その普及ははなはだ迅速で、各地における補助貨幣需要は日に日に増加して、とりわけ1分銅貨の流通数量がもっとも巨大であるので、中央銀行は前に各業の両替を便利にするため、特に本市煙兌業同業公会に委託して代理兌換させて、それによって手続を省いていた。ただ最近になると、市場に流通する一分銅貨に対する需要ははなはだ厚く、各地で両替を要求する者が続々とあらわれ、配給するには不十分であって、中央銀行

<sup>48</sup> 「中央造幣廠 接収整理各造幣局」「財部令籌備兩造幣分廠」『申報』1936年8月9日、10月9日

<sup>49</sup> 「皖銀行發行輔幣券」「財部批准 皖發輔幣券」「各地方銀行准發行輔幣」『申報』1936年8月18日、10月19日、11月10日。

<sup>50</sup> 「中央造幣廠日夜開工」『申報』1937年1月28日。

は、煙兌業に両替数量の制限を毎日四十箱に減らすよう通知したことを除くと、中央造幣廠は特に工作班を増加させて昼夜ぶっ続けの操業で鑄造をおこなうことで、生産量を増加させ、市場を調整しようとしている、という<sup>51</sup>。

この結果、旧暦年末以来の銅元欠乏は、煙兌業公会に対する中央銀行の連日 55 箱 1 万 1 千元相当もの補助貨幣供給もあって、旧暦正月以降、新旧の銅系補助貨幣は非常に豊かといわれる状況になり、銅貨の対銀元価格は安定することになったのである。

とはいえ、1906～1908 年の各省造幣廠が鑄造した年間銅元鑄造枚数が 14 億枚～28 億枚であったこと、142 億とも 300 億枚ともいわれる銅元鑄造数を考えると、1 年半の期間とはいえ、月産 5000 万枚、年間 6 億枚の中央造幣廠の鑄造能力は、いかにも少なすぎるといわざるをえない<sup>52</sup>。中央造幣廠は、1937 年 6 月末まで、法幣 2746 万 5 千元の輔幣を鑄造していたが、大海の一粟にすぎなかったのである<sup>53</sup>。

#### [VI] おわりに

以上の検討は、以下のようにまとめることができる。

第一に、1935 年 11 月に断行された幣制改革は、外国為替相場の切り下げをとまっていたため、国内における物価——当然、銅の価格も含まれる——の上昇をまねいたことである。そのため、銅元・制錢などの銅貨系の補助貨幣の対法幣レートは、全般的に大幅な高騰がみられた。紙幣インフレに対する抜きがたい市場側の不信感も加われば、発足したばかりの法幣の信任に重大な障害をもたらしかねない。かくて国民政府は、三行などの輔幣券の大量発行とともに、中央造幣廠における補助貨幣の大量鑄造を通して、金融危機に対応することを迫られることになる。

第二に、国民政府中央は、貨幣市場の需要に見合うだけの補助貨幣供給をおこなえなかったことである。国民政府中央は、どのような補助貨幣を市場がもとめているか、当初は、暗中模索状態で、補助貨幣の鑄造をおこなわざるをえなかった。深刻化する一方の補助貨幣不足に困りはてた地方政府は、再三再四、省銀行による輔幣券発行を国民政府中央に請願することになる。政府中央は、地方政権への警戒のあまり貨幣発行権の統一にこだわり続けて、多くの場合、申請を却下したものの、1936 年末にかけての空前の補助貨幣需要を前にして、多くの省銀行の輔幣券発行要請を認可することになった。1936 年末以降、国民政府中央は、莫大な需要のあった 1 分銅貨の発行に特化し、毎月 4000 万枚以上の鑄造をおこなう。その結果、法幣・輔幣券を発行する四行（中央・中国・交通・中国農民）と、1 分銅貨を鑄造する中央造幣廠とのあいだに生じた隙間を埋めるような形で、5 角～1 角の

輔幣券の弾力的供給を担うものとして、地方政権の所有する省銀行に活動する余地があたえられた。1937 年以降、中国の通貨流通は、四行を頂点とした「四行法幣—四行の輔幣券・省銀行券—造幣廠発行の補助貨幣」という重層的貨幣構造に再編されようとしていたのである。

第三に、こうして確立されようとしていた補助貨幣の供給システムは、国際銅市場の大きな影響下におかれていたことである。1936 年以降、第一次大戦以降続いていた銅安の流れが反転し、国際銅価格は上昇した。そのため、中国では補助貨幣の密輸と溶解が進んだ。1935 年 11 月の幣制改革の断行と管理通貨制度の導入によって「銀の足枷」から解放された中国は、いふなれば「銅の足枷」に置かれていたといえなくもない。そのため中央造幣廠は、昼夜をとわぬ補助貨幣鑄造を強いられることになった。

銅貨不足を受けて大量発行された銅貨は、残存していた銅元や制錢と一緒に、やがて訪れる日中戦争期のハイパーインフレーションの下、退蔵・溶解されてしまい、中国 2500 年の銅貨の歴史は、一旦幕を閉じることになる。また、地方政権による輔幣発行と国民政府の関係は、依然として、解明できているわけではない。これらの課題については、稿をあらためて課題としたい。

<sup>51</sup> 我国自実行改革幣制、發行銅■（金+自+木 nie の 4 声）質輔幣以来、推行甚速、各地需要日増、尤以一分銅幣流通數量為最鉅、中央銀行前為便利各業兌換起見、特委託本市煙兌業同業公會代兌（代理兌換）、以省手續。但最近以來、流通市面之一分銅幣、需要甚殷、各地要求兌換者、紛至沓來、不敷分配、中央銀行、除通知煙兌業限制兌換數量、每日減為四十箱外、中央造幣廠特增加工作班次日夜開工鑄造、俾增加產量、調劑市面云。（「造幣廠加工趕鑄一分銅輔幣」『申報』1937 年 5 月 13 日）

<sup>52</sup> 注 6、28～30 頁。

<sup>53</sup> 『中国金融年鑑』1939 年、A37 頁。